

本年度も2025（令和7）年度の法友会政策要綱を発刊することができました。ご協力いただき、ありがとうございました。

昨年度、政策委員会内に政策活性化プロジェクトチーム（以下、「政策活性化PT」といいます。）が設置され、2023（令和5）年6月5日開催の政策委員会において政策要綱のあり方についての答申書が提出されました。答申書における基本的な考え方は、①法友会内で幅広く理解が得られる提案とすること、②政策要綱策定担当執行部の事務負担の増加を極力抑制すること、③複数年かけて政策要綱全体をブラッシュアップすること、④政策要綱の策定と政策委員会の議論のリンクを意識することというもので、上記の課題を踏まえて、持続可能な政策要綱の発行のため、次年度以降の政策要綱のあり方の改善提案として、以下の内容を答申の趣旨としました。

- 1 従前どおり毎年度の発行を継続するが、発行時期は、12月開催の忘年総会までに発行できるように改める。
- 2 政策要綱策定部会の体制を充実させる。
- 3 政策要綱策定部会において、当年度の重点検討課題の案を策定するとともに、政策要綱全体について、原則として2年に一度は実質的な検討が可能になるよう、項目の選定と予備的検討を行う。
- 4 政策要綱策定部会において、次年度政策要綱の項目案を策定する。
- 5 政策要綱中、当年度の重点検討課題については、当該課題に関する法友会の政策が一見して明らかになるよう、政策を要約して枠組みにするなどの工夫を行う。

本年度は、この答申を踏まえて、例年よりもスケジュールを前倒しして、執筆者への原稿依頼や締め切りを早めました。執筆者の方々には、大変なご苦労をおかけしたかと思いますが、9月中旬までには全ての原稿の提出を受け、入稿に向けての準備を進めることができました。

また、本年度は、政策要綱策定部会の体制の充実という観点から、昨年度政策活性化PT座長をされた椛嶋裕之副幹事長の全面的なバックアップのもと、政策活性化PTの議論に参加された政策要綱策定部長経験者の川村百合会員、鈴木健二会員、担当執行部であった織田英生会員、櫻庭知宏会員にも部会に加わっていただき、貴重なアドバイスをいただきました。

さらに、本年度は、コロナ禍以降開催されてこなかった政策合宿を9月20日（土）、21日（日）の一泊二日で開催し、本年度の重点検討課題として「犯罪被害者の保護と権利」、「東弁の財政状況と検討課題（人件費、会館、OA問題を含む）」、「憲法問題に対する弁護士及び弁護士会の基本的立場」、「若手法曹をめぐる現状と課題」、「東弁役員を巡る問題」、「パブリック事務所について」、「企業内弁護士の現状と課題」、「多摩地域・島嶼地域における司法サービス」の項目について原稿検討を含めて議論しました。初日の夜には、懇親会や二次会でも様々なテーマについて熱く議論をかわす姿があちらこちらで見られて、久しぶりの政策合宿もなかなかいいものだなと感じました。

また、本年度は、執筆者の世代交代にも取り組み、計14名の会員に新たに執筆者になっていただきました。

もっとも、本年度、前記答申書の提案を実現できなかった点もありました。本年度は、政策委員会の中で政策要綱の項目についての意見交換の時間をとることを試みましたが、意見交換のテーマに関して執筆担当者等を講師として呼びしながら、意見交換のための十分な時間がとれないということがありました。そのため、政策委員会での意見交換を、途中からあきらめ、政策合宿に委ねる形になりました。また、本年度の政策要綱では重点検討課題についての要約や枠組みなどの工夫はできませんでした。これらについては次年度以降の課題としてご検討いただければと思います。

最後になりますが、本年度も無事に政策要綱を完成させることができたのは、執筆者・政策合宿に参加された方々、彦坂浩一法友会幹事長・中井陽子事務総長をはじめ法友会政策担当執行部の方々、政策活性化PTの議論を具体化するべく精力的に取り組み、数えきれないほどお世話になった椛嶋裕之副幹事長、短い期間で政策合宿の場所選びや執筆依頼、原稿の督促にご尽力いただいた牧野義信副幹事長、堀岡雄一事務次長、そして、政策要綱全般に亘ってご意見をいただき、部会や政策合宿でもお世話になった寺町東子政策委員長のお陰です。この場をお借りして、皆さまに厚く御礼申し上げます。

2024（令和6）年10月

東京弁護士会 法友会
政策委員会 政策要綱策定部会 部会長 高田 正雄